

平成24年第4回
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成24年12月18日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	小園江一三君
副議長	9番	藤枝浩君
	1番	畑岡洋二君
	2番	橋本良一君
	3番	小磯節子君
	4番	飯田正憲君
	5番	石田安夫君
	6番	鹿志村清一君
	7番	蛭澤幸一君
	8番	野口圓君
	10番	鈴木裕士君
	11番	鈴木貞夫君
	12番	西山猛君
	13番	石松俊雄君
	14番	海老澤勝君
	15番	萩原瑞子君
	16番	中澤猛君
	17番	上野登君
	18番	横倉きん君
	19番	町田征久君
	20番	大関久義君
	21番	市村博之君
	22番	柴沼広君
	23番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	深澤悌二君
総務部長	阿久津英治君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	神保一徳君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	藤田幸孝君
教育次長	埴栄君
消防長	小森清君
会計管理者	高安行男君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	海老沢耕市君

出席議会事務局職員

議会事務局長	伊勢山正
議会事務局次長	石上節子
次長補佐	飛田信一
係長	瀧本新一

議事日程第6号

平成24年12月18日(火曜日)

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第3 陳情第23-4号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情書
陳情第24-8号 「家族従業者の人権保障のため」所得税法第56条の廃止をもとめる意見書」採択についての陳情書
- 日程第4 議案第81号 笠間市防災会議条例の一部を改正する条例について

- 議案第 82号 笠間市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 議案第 83号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 84号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 85号 笠間市東日本大震災復興交付金基金条例について
- 議案第 86号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例について
- 議案第 87号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 88号 笠間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について
- 議案第 89号 笠間市営住宅等整備の基準に関する条例について
- 議案第 90号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 91号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について
- 議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）
- 議案第 93号 指定管理者の指定について（笠間市障害者福祉センターともべ）
- 議案第 94号 指定管理者の指定について（笠間市障害者福祉センターいわま）
- 議案第 95号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センター「いわま」）
- 議案第 96号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園、石井街区公園）
- 議案第 97号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）
- 議案第 98号 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）
- 議案第 99号 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）
- 議案第100号 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園）
- 議案第101号 平成24年度笠間市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第102号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第103号 平成24年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第104号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第105号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第106号 平成24年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第107号 平成24年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第108号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第109号 動産購入契約の締結について
（笠間学校給食センター配食用器具類購入）

日程第 5 常任委員会委員の選任について

日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

- 日程第 7 議会だより編集委員会委員の選任について
- 日程第 8 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 9 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第10 笠間・水戸環境組合議会議員の選挙について
- 日程第11 茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第12 筑北環境衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第13 笠間市農業委員会委員の推薦について
- 日程第14 議案第110号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 追加日程
- 日程第15 委員会提出議案第 6 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書について
- 日程第16 議長の辞職の件について
- 日程第17 議長選挙について
- 日程第18 副議長の辞職の件について
- 日程第19 副議長選挙について
- 日程第20 議席の一部変更について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 3 陳情第23 - 4号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情書
 - 陳情第24 - 8号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止をもとめる意見書」採択についての陳情書
- 日程第 4 議案第 81号 笠間市防災会議条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 82号 笠間市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 83号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 84号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 85号 笠間市東日本大震災復興交付金基金条例について
 - 議案第 86号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例について
 - 議案第 87号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 88号 笠間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について
 - 議案第 89号 笠間市営住宅等整備の基準に関する条例について

- 議案第 90号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 91号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について
- 議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）
- 議案第 93号 指定管理者の指定について（笠間市障害者福祉センターともべ）
- 議案第 94号 指定管理者の指定について（笠間市障害者福祉センターいわま）
- 議案第 95号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センター「いわま」）
- 議案第 96号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園、石井街区公園）
- 議案第 97号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）
- 議案第 98号 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）
- 議案第 99号 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）
- 議案第100号 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園）
- 議案第101号 平成24年度笠間市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第102号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第103号 平成24年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第104号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第105号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第106号 平成24年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第107号 平成24年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第108号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第109号 動産購入契約の締結について
（笠間学校給食センター配食用器具類購入）

追加日程第15 委員会提出議案第6号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書
について

- 追加日程第16 議長の辞職の件について
- 追加日程第17 議長選挙について
- 追加日程第18 副議長の辞職の件について
- 追加日程第19 副議長選挙について
- 追加日程第20 議席の一部変更について

日程第5 常任委員会委員の選任について

日程第6 議会運営委員会委員の選任について

- 日程第7 議会だより編集委員会委員の選任について
日程第8 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程第9 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について
日程第10 笠間・水戸環境組合議会議員の選挙について
日程第11 茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙について
日程第12 筑北環境衛生組合議会議員の選挙について
日程第13 笠間市農業委員会委員の推薦について
日程第14 議案第110号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
-

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（柴沼 広君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（柴沼 広君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（柴沼 広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、21番市村博之君、22番小園江一三君を指名いたします。

委員会の閉会中の継続審査について

議長（柴沼 広君） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査について議題といたします。

文教厚生委員会委員長から、現在委員会において審査中の陳情第24 - 6号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書及び陳情第24 - 7号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の申し出のとおり継続審査にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長申し出のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

陳情第23 - 4号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情書
陳情第24 - 8号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止をもとめる意見書」採択についての陳情書

議長（柴沼 広君） 日程第3、陳情第23 - 4号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情書及び陳情第24 - 8号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止をもとめる意見書」採択についての陳情書の2件を一括議題といたします。

付託委員会の総務委員会委員長から、審査の経過及び結果について報告を願います。
総務委員長 蛭澤幸一君。

〔総務委員長 蛭澤幸一君登壇〕

総務委員長（蛭澤幸一君） 今期市議会定例会において、総務委員会に付託されました陳情について、審査の経過と結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、12月10日に委員会を開催し、付託になりました陳情について審査を行いました。

陳情第23 - 4号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情書について、願意妥当の意見が出され、採決の結果、賛成多数により当陳情を採択すべきといたしました。

陳情第24 - 8号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止をもとめる意見書」採択についての陳情書については、同内容の陳情は当市議会で不採択となった経緯があり、その後情勢の変化は見られないとの意見が出されました。採決の結果、賛成少数により、当陳情を不採択すべきといたしました。

以上が、総務委員会に付託になりました陳情の審査結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

議長（柴沼 広君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

11番鈴木貞夫君。

〔11番 鈴木貞夫君登壇〕

11番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。陳情第24 - 8号 家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止をもとめる意見書」採択についての陳情書に対する賛成討論を行います。

この案件は、これまでも同じ請願陳情が提出されております。また、今、全国的にも多くの自治体の中でこの同じ趣旨の陳情が討議されており、既に全国的には300カ所以上の地方自治体でこの請願が採択されております。

主にこの56条は、明治時代の家父長制度をそのまま、中小零細業者を支えている家族従業者の労働に対して、申告の仕方働く分を認めておらず、この制度は早急に廃止すべきものとして、全国300余の自治体が国に意見書を提出しているのが今の現実です。

国際的に見ても、殊に欧米においては、これらの家族労働は労働の成果として認められており、先進国の中では日本がまた珍しい昔からのいわゆる所得税法を踏襲しているということの問題が多々あります。

日本の全企業の中で自営中小企業者が90%と言われており、殊に商工業と自営業者が多い笠間市では、特に家族労働者は事業の重要な担い手であり、その労働の成果が正当に保障されてこそ、いわゆる中小企業がこれからも発展できるのではないのでしょうか。

今、深刻なそれら中小企業においては跡継ぎの問題が起きており、これらの問題を解決するためにも、この所得税法56条の廃止は必要なものと思います。

既に皆さんのところには、この陳情者からさまざまな資料が送られているものと思います。したがって、その内容等については皆さんもご承知のことと思います。この陳情者の趣旨をご理解の上、議員諸兄の賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

議長（柴沼 広君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、陳情第23 - 4号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情書について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（柴沼 広君） 起立多数です。よって、本件は採択されました。

次に、陳情第24 - 8号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止をもとめる意見書」採択についての陳情書を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（柴沼 広君） 起立多数です。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

-
- 議案第 8 1 号 笠間市防災会議条例の一部を改正する条例について
議案第 8 2 号 笠間市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
議案第 8 3 号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 8 4 号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
議案第 8 5 号 笠間市東日本大震災復興交付金基金条例について
議案第 8 6 号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例について
議案第 8 7 号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第 8 8 号 笠間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について
議案第 8 9 号 笠間市営住宅等整備の基準に関する条例について
議案第 9 0 号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議案第 9 1 号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について
議案第 9 2 号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）
議案第 9 3 号 指定管理者の指定について（笠間市障害者福祉センターともべ）
議案第 9 4 号 指定管理者の指定について（笠間市障害者福祉センターいわま）
議案第 9 5 号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センター「いわま」）
議案第 9 6 号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園、石井街区公園）
議案第 9 7 号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）
議案第 9 8 号 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）
議案第 9 9 号 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）
議案第 1 0 0 号 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園）
議案第 1 0 1 号 平成 2 4 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）

- 議案第102号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第103号 平成24年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第104号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
議案第105号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
議案第106号 平成24年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
議案第107号 平成24年度笠間市立病院事業会計補正予算(第2号)
議案第108号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第109号 動産購入契約の締結について
(笠間学校給食センター配食用器具類購入)

議長(柴沼 広君) 日程第4、議案第81号 笠間市防災会議条例の一部を改正する条例についてないし議案第109号 動産購入契約の締結について(笠間学校給食センター配食用器具類購入)の29件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、各常任委員会の委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長より報告を願います。

委員長 蛭澤幸一君。

〔総務委員長 蛭澤幸一君登壇〕

総務委員長(蛭澤幸一君) 今期市議会定例会において、総務委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、12月10日執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第81号 笠間市防災会議条例の一部を改正する条例について、議案第82号 笠間市災害対策本部条例の一部を改正する条例について、議案第83号 笠間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第84号 笠間市税条例の一部を改正する条例について、議案第85号 笠間市東日本大震災復興交付金基金条例について、議案第101号 平成24年度笠間市一般会計補正予算(第7号)の審査を行いました。

審査の過程では、防災会議の開催状況、区長報酬の改正内容、新しいデマンド交通システムの内容などについて質疑、意見等がありました。

審査の結果、付託になりましたすべての議案は、全会一致により原案のとおり可決いたしました。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

議長(柴沼 広君) 次に、文教厚生委員会委員長より報告願います。

委員長 石松俊雄君。

〔文教厚生委員長 石松俊雄君登壇〕

文教厚生委員長（石松俊雄君） ただいまの議長の命に従い、今定例会において文教厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき報告申し上げます。

当委員会は、12月11日執行部より関係部課長等の出席を求め、付託された議案第86号 笠間市空き家の適正管理に関する条例についてほか14件について審査をいたしました。

審査の過程での主な質疑と結果について報告申し上げます。

議案第86号 笠間市空き家の適正管理に関する条例に関して、条例に基づく所有者の責務、実態調査等の運営内容について、議案第101号 平成24年度笠間市一般会計補正予算(第7号)に関しては、市民活動課における消費生活センターの運営事業委託及び所管について、市立病院における緊急雇用創出事業補助金の利用内容、緊急雇用の人数、職種、期間等について、学務課における幼稚園就園奨励費補助金の対象者及びその利用について、生涯学習課におけるクールシェヴェール国際音楽アカデミーinかさまへの補助金とその継続について質疑がありました。

審査の結果、当委員会に付託になりました議案については、全会一致ですべて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告申し上げます。

議長（柴沼 広君） 次に、産業経済委員会委員長より報告を願います。

委員長野口 圓君。

〔産業経済委員長 野口 圓君登壇〕

産業経済委員長（野口 圓君） 今期市議会定例会におきまして、産業経済委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、12月11日執行部より関係部課長等の出席を求め、付託になりました議案第101号 平成24年度笠間市一般会計補正予算(第7号)の農政課、農村整備課、商工観光課、農業委員会所管分について審査を行いました。

審査の過程では、担い手対策強化促進事業補助金の状況、いばらき木づかい環境整備事業での地場産材の活用、愛宕山周辺道路の管理状況と植栽管理委託料の内訳などについて質疑、意見等がございました。

審査の結果、付託になりました議案は、全会一致により原案のとおり可決いたしました。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

議長（柴沼 広君） 次に、土木建設委員会委員長より報告を願います。

委員長西山 猛君。

〔土木建設委員長 西山 猛君登壇〕

土木建設委員長（西山 猛君） 今期市議会定例会において、土木建設委員会に付託に

なりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、12月10日、執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託になりました議案第87号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例についてから議案第108号平成24年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）までの10件を審査いたしました。

審査の過程での主な質疑、意見等及び審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、都市計画課が所管します議案第87号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例についてですが、都市公園の設置基準や都市公園の敷地面積等の数字が規定されているが、国の基準をそのまま移行したものなのか。また、実際条例に規定する数値で実行しようとした場合、どのようになるのかとの質疑がありました。

次に、議案第88号 笠間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についての質疑はありませんでした。

次に、議案第89号 笠間市営住宅等整備の基準に関する条例についてですが、現在、集会所が存在する市営住宅はどれくらいあるのか。また、あるとすれば条例にのっとった適切なものであるのかとの質疑がありました。そして、市営住宅は旧笠間地区だけに存在し、友部地区、岩間地区には市営住宅がなく、集会所に対する不公平感が出ていると思われるので、公平性の確保が必要であるとの意見が出されました。

次に、議案第90号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてですが、笠間市営住宅管理条例の第5条第6号に、公営住宅の家賃を滞納していない者であることとの規定があるが、笠間市の公営住宅のみが対象なのか、県等の住宅も含まれるのかとの定義についての質疑がなされました。

次に、水道課が所管します議案第91号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についてですが、条例第1条に規定する水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づく布設工事監督者に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準とは何かについて質疑がなされました。

次に、議案第101号 平成24年度笠間市一般会計補正予算（第7号）についてですが、建設課所管分につきましては、道路新設改良費の工事請負費と公有財産購入費の減額、それに狭あい道路整備等促進費の工事請負費と公有財産購入費の増額の関連性についての質疑がなされました。また、笠間地区ジャスコから山新に抜ける道路の整備、総延長及び本年度予算計上分の延長と整備計画についての質疑がなされました。

都市計画課所管分につきましては、都市計画費補助金5,912万円を減額したが、今後の見通しについての質疑がありました。

まちづくり推進課所管につきましては、都市計画総務費の市街地復興基本構想策定委託料2,200万円の計上に関連して、基本構想策定の計画区域についての質疑がなされました。

次に、下水道課が所管します議案第104号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補

正予算(第3号)につきましては、長寿命化計画業務委託料が1,638万円減額となっていることに関連し、20年以上が対象とのことであるが、最初から条件になっていたのかの質疑がなされました。

同じく下水道課が所管します議案第105号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、諸収入、雑入の契約解除違約金292万9,000円は、何力所で、請負金額は幾らか。また、完了に至る経過についての質疑とともに、汚泥くみ取り手数料202万2,000円の増の要因及び一過性のものなのか、継続する可能性があるものなのか。そして、攪拌機が機能していればそのまま放流できるという解釈でよいのかとの質疑がありました。

次に、都市計画課が所管します議案第106号 平成24年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、土地区画整理事業地内の未処分保留地2区画の見通しについての質疑がありました。

次に、水道課所管の議案第108号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、高料金対策補助金の算出方法及びあらかじめ金額は決められたものなのか、あるいは何らかの要因で変動するものなのかとの質疑がありました。

以上、10議案につきまして、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

議長(柴沼 広君) 以上で、各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(柴沼 広君) 質疑を終わります。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

まず、議案第81号 笠間市防災会議条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(柴沼 広君) ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 笠間市災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号 笠間市東日本大震災復興交付金基金条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、議案第88号 笠間市移動等円滑化のための必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号 笠間市営住宅等整備の基準に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号 笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号 平成24年度笠間市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号 平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号 平成24年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号 平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号 平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号 平成24年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号 平成24年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号 平成24年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号 動産購入契約の締結について（笠間学校給食センター配食用器具類購入）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程追加

議長（柴沼 広君） ここでお諮りいたします。

総務委員会の委員長から、議案が提出されております。

この際、日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

ここで、議案配付のため暫時休憩いたします。

午前 10 時 38 分休憩

午前 10 時 40 分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会提出議案第 6 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書について

議長（柴沼 広君） 日程第15、委員会提出議案第 6 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務委員会委員長 蛭澤幸一君。

〔総務委員長 蛭澤幸一君登壇〕

総務委員長（蛭澤幸一君） 委員会提出議案第 6 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

先般の東日本大震災のような大規模自然災害や外部からの武力攻撃などの場合、多くの国では非常事態宣言を発令して政府主導のもとに対処しているが、我が国は平時体制のまま乗り切ろうとしているため、その対応に支障を来し、さらなる被害の拡大を招いています。

そういう不備を補うべく、平成16年5月に民主、自民、公明3党が緊急事態基本法の制定で合意したものの、今日まで置き去りにされており、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生しています。

よって、国会及び政府におかれまして緊急事態基本法を早急に制定されるよう、地方自

治法第99条の規定により国等へ意見書提出をするものです。

以上、会議規則第14条第2項の規定により総務委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（柴沼 広君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 討論を終わります。

採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで申し上げます。

皆様いろいろな支えていただきましたが、このたび議長を辞職したいので、この席を副議長に交代しますので、暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

副議長（海老澤 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加

副議長（海老澤 勝君） ただいま議長柴沼 広君から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（海老澤 勝君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、

議題とすることに決しました。

議長の辞職の件について

副議長（海老澤 勝君） 日程第16、議長の辞職の件について議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定に該当しますので、柴沼 広君の退席を求めます。

〔議長 柴沼 広君退場〕

副議長（海老澤 勝君） 議長の辞職願を事務局長に朗読させます。
事務局長。

議会事務局長（伊勢山 正君） それでは、朗読いたします。

平成24年12月18日

笠間市議会副議長 海老澤 勝 様

笠間市議会議長 柴沼 広

辞職願

このたび、都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。
以上でございます。

副議長（海老澤 勝君） 朗読は終了いたしました。

お諮りいたします。

柴沼 広君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、柴沼 広君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

柴沼 広君の入場を求めます。

〔24番 柴沼 広君入場〕

日程追加

副議長（海老澤 勝君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長選挙について

副議長（海老澤 勝君） 異議なしと認めます。よって、この際議長の選挙を日程に追加し、日程第17とし、直ちに議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長（海老澤 勝君） ただいまの出席議員は全員です。

投票用紙を配付させます。

暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時49分再開

副議長（海老澤 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（海老澤 勝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

副議長（海老澤 勝君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。他事の記載、白票は無効になります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票は、皆さんから向かって右側から登壇し、順次投票した後、左側から降壇願います。

事務局長に点呼を命じます。

議会事務局長（伊勢山 正君） それでは、議席順にお呼びいたします。

〔点呼に応じ、各員順次投票〕

- | | |
|-----|------------|
| 1 番 | 畑 岡 洋 二 議員 |
| 2 番 | 橋 本 良 一 議員 |
| 3 番 | 小 磯 節 子 議員 |
| 4 番 | 飯 田 正 憲 議員 |
| 5 番 | 石 田 安 夫 議員 |
| 6 番 | 鹿志村 清 一 議員 |
| 7 番 | 蛭 澤 幸 一 議員 |
| 8 番 | 野 口 圓 議員 |

9 番	藤 枝	浩	議員
10 番	鈴 木	裕 士	議員
11 番	鈴 木	貞 夫	議員
12 番	西 山	猛	議員
13 番	石 松	俊 雄	議員
15 番	萩 原	瑞 子	議員
16 番	中 澤	猛	議員
17 番	上 野	登	議員
18 番	横 倉	き ん	議員
19 番	町 田	征 久	議員
20 番	大 関	久 義	議員
21 番	市 村	博 之	議員
22 番	小 園	江 一 三	議員
23 番	石 崎	勝 三	議員
24 番	柴 沼	広	議員
14 番	海老澤	勝	議員

副議長（海老澤 勝君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（海老澤 勝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

開 票

副議長（海老澤 勝君） 開票を行います。

開票の立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番畑岡洋二君、23番石崎勝三君を指名いたします。よって、両君のお立ち会いをお願いいたします。

〔畑岡洋二君、石崎勝三君立ち会いの上開票〕

副議長（海老澤 勝君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票は、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 23票

無効投票 1票

有効投票中

小園江 一 三 君 12票

中 澤 猛 君 11票

以上であります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、小園江一三君が議長に当選されました。

当選告知

副議長(海老澤 勝君) 議長に当選されました小園江一三君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

議長あいさつ

副議長(海老澤 勝君) 議長小園江一三君、ご登壇の上、ごあいさつをお願いいたします。

〔議長 小園江一三君登壇〕

議長(小園江一三君) ただいまは、私のようなひ弱な者を任重き職に選任をいただき、また、清正二条城謁見の心境より解いていただき、まことにありがとうございます。御礼申し上げます。

さて、本市も、平成の大合併の号令のもと合併して7年、その間中核都市をなすべくに向けていろいろな事業が推進されてまいりました。市長を初め、私ども議会人も、市政を預かる者は市民の厳粛な信託によるものであり、その権威は市民に由来し、その権威は市民の代表者、そもそも私ども議会人がこれを行行使し、その福利は市民がこれを享受するとあります。

と申しましても、執行部と議会、両輪のごとくと申しますが、議会の最大の目的と申しますが、それは執行部に対してのチェック機関であります。そのようなチェック機関をもっと高めるため、私は、議会の品位、権威を高めるよう、微力でございますが、尽力してまいり所存でございます。

議員の皆様方にもご協力のほどよろしくお願いを申し上げ、私の心境、抱負の一端を述べまして、就任のあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

副議長(海老澤 勝君) それでは、ご協力ありがとうございました。

議長席を議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時01分休憩

午前 11時01分再開

議長（小園江一三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加

議長（小園江一三君） ただいま副議長海老澤 勝君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたすことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

副議長の辞職の件について

議長（小園江一三君） 日程第18、副議長の辞職の件について議題といたします。

本件については、地方自治法第17条の規定に該当いたしますので、海老澤 勝君の退席を求めます。

〔副議長 海老澤 勝君退場〕

議長（小園江一三君） 副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（伊勢山 正君） それでは、朗読いたします。

平成24年12月18日

笠間市議会議長 小園江一三 様

笠間市議会副議長 海老澤 勝

辞職願

このたび、都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

議長（小園江一三君） 朗読は終了いたしました。

お諮りいたします。

海老澤 勝君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、海老澤 勝君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

海老澤 勝君の入場を求めます。

〔14番 海老澤 勝君入場〕

日程追加

議長（小園江一三君） ただいま副議長が欠員となりました。
お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長選挙について

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程第19、直ちに副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。
直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（小園江一三君） ただいまの出席議員は全員であります。
投票用紙を配付させます。
暫時休憩いたします。

午前 11時04分休憩

午前 11時05分再開

議長（小園江一三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（小園江一三君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。他事の記載、白票は無効になります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

投票は、皆さんから向かって右側より登壇し、順次投票の後、左側へ降壇をお願いしま

す。

事務局長に点呼を命じます。

議会事務局長（伊勢山 正君） それでは、議席順に申し上げます。

〔点呼に応じ、各員順次投票〕

1 番	畑 岡 洋 二	議員
2 番	橋 本 良 一	議員
3 番	小 磯 節 子	議員
4 番	飯 田 正 憲	議員
5 番	石 田 安 夫	議員
6 番	鹿志村 清 一	議員
7 番	蛭 澤 幸 一	議員
8 番	野 口 圓	議員
9 番	藤 枝 浩	議員
10 番	鈴 木 裕 士	議員
11 番	鈴 木 貞 夫	議員
12 番	西 山 猛	議員
13 番	石 松 俊 雄	議員
14 番	海老澤 勝	議員
15 番	萩 原 瑞 子	議員
16 番	中 澤 猛	議員
17 番	上 野 登	議員
18 番	横 倉 き ん	議員
19 番	町 田 征 久	議員
20 番	大 関 久 義	議員
21 番	市 村 博 之	議員
23 番	石 崎 勝 三	議員
24 番	柴 沼 広	議員
22 番	小園江 一 三	議長

議長（小園江一三君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

開 票

議長（小園江一三君） 開票を行います。

開票の立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人は1番畑岡洋二君、23番石崎勝三君を指名いたします。よって、両人の立ち会いをお願いいたします。

〔畑岡洋二君、石崎勝三君立ち会いの上開票〕

議長（小園江一三君） 選挙の結果を報告します。

投票総数24票、先ほどの出席議員数と符合いたします。

うち

有効投票 23票

無効投票 1票

有効投票中

藤 枝 浩 君 13票

鈴 木 裕 士 君 10票

以上であります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、藤枝 浩君が副議長に当選されました。

当選告知

議長（小園江一三君） 副議長に当選されました藤枝 浩君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長あいさつ

議長（小園江一三君） 副議長藤枝 浩君、ご登壇の上、ごあいさつをお願いします。

〔副議長 藤枝 浩君登壇〕

副議長（藤枝 浩君） このたび、議員各位には大変お世話になりました。副議長の職をご推挙いただきまして、まことにありがとうございました。（拍手）

議長（小園江一三君） ここで暫時休憩といたします。

午前 11時15分休憩

午後 2時40分再開

議長（小園江一三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加

議長（小園江一三君） お諮りいたします。

この際、議席の一部変更を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。

議席の一部変更について

議長（小園江一三君） 日程第20、議席の一部変更についてを議題といたします。

今回、議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部を変更いたします。

その議席番号及び氏名を局長に説明させます。

議会事務局長（伊勢山 正君） それでは、ご説明申し上げます。

申し合わせによりまして、議長が24番ということでございますので、柴沼 広議員が22番に、そして小園江一三議長が24番にそれぞれ変更となります。

以上でございます。

議長（小園江一三君） お諮りいたします。

ただいま説明いたしましたとおり、議席の一部を変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま説明のとおり議席の一部を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれお着き願います。

暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時42分再開

議長（小園江一三君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

常任委員会委員の選任について

議長（小園江一三君） 日程第5、常任委員会委員の選任について議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

総務委員会、文教厚生委員会、産業経済委員会及び土木委員会については、お手元に配付してあります名簿のとおり指名いたしますが、ご異議ございませんか。

〔「名簿がない」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） 暫時休憩、名簿を配付させます。

午後 2 時 4 2 分休憩

午後 2 時 4 2 分再開

議長（小園江一三君） 休憩を解き会議を続けます。

ただいまお手元に配付いたしました総務委員会、文教厚生委員会、産業経済委員会及び土木建設委員会についての名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会の委員についてはお手元の名簿のとおりといたします。

議会運営委員会委員の選任について

議長（小園江一三君） 日程第 6、議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において指名をいたします。

議会運営委員会委員については、お手元に配付してあります名簿のとおり指名いたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員についてはお手元に配付しております名簿のとおり選任することに決しました。

議会だより編集委員会委員の選任について

議長（小園江一三君） 日程第 7、議会だより編集委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会だより編集委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長により指名いたします。

議会だより編集委員会委員については、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、議会だより編集委員会委員についてはお手元に配付しております名簿のとおり選任することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（小園江一三君） 日程第8、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件は、連合規約第8条の規定により、議員の中から1名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことと決しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員は、19番町田征久君を指名いたしたいと思いません。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました町田征久君を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました町田征久君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選告知

議長（小園江一三君） ただいま当選されました町田征久君が議場におりますので、会

議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について

議長（小園江一三君） 日程第9、笠間地方広域事務組合議会議員の選挙を行います。本件は、組合同約第5条の第2項の規定により、議員の中から6名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

笠間地方広域事務組合議会議員は、1番畑岡洋二君、2番橋本良一君、4番飯田正憲君、6番鹿志村清一君、7番蛭澤幸一君、18番横倉きんさんの6名を指名いたしたいと思えます。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を、笠間地方広域事務組合議会議員の当選人にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が笠間地方広域事務組合議会議員に当選されました。

当選告知

議長（小園江一三君） ただいま当選されました6名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

笠間・水戸環境組合議会議員の選挙について

議長（小園江一三君） 日程第10、笠間・水戸環境組合議会議員の選挙を行います。
本件は、組合同約第5条第2項の規定により、議員の中から4名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、議長により指名することに決しました。

笠間・水戸環境組合議会議員に、8番野口 圓君、13番石松俊雄君、14番海老澤 勝君、17番上野 登君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を、笠間・水戸環境組合議会議員の当選人にすることに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の諸君が笠間・水戸環境組合議会議員に当選されました。

当選告知

議長（小園江一三君） ただいま当選されました4名の諸君が議場におられますので、
会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙について

議長（小園江一三君） 日程第11、茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、組合同約第5条第2項の規定により、議員の中から4名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、議長により指名することに決しました。

茨城地方広域環境事務組合議会議員に、12番西山 猛君、20番大関久義君、22番柴沼 広君、23番石崎勝三君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を、茨城地方広域環境事務組合議会議員の当選人にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の諸君が茨城地方広域環境事務組合議会議員に当選されました。

当選告知

議長（小園江一三君） ただいま当選されました4名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

筑北環境衛生組合議会議員の選挙について

議長（小園江一三君） 日程第12、筑北環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

本件は、組合同約第5条第2項の規定により、議員の中から4名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いま

すが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、議長により指名することに決しました。

筑北環境衛生組合議会議員に、1番畑岡洋二君、5番石田安夫君、7番蛭澤幸一君、11番鈴木貞夫君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を、筑北環境衛生組合議会議員の当選人にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の諸君が筑北環境衛生組合議会議員に当選されました。

当選告知

議長（小園江一三君） ただいま当選されました4名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

笠間市農業委員会委員の推薦について

議長（小園江一三君） 日程第13、笠間市農業委員会委員の推薦について議題といたします。

本件は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員は1名を推薦いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。

それでは、地方自治法第117条の規定により、19番町田征久君の退席を求めます。

〔19番 町田征久君退場〕

議長（小園江一三君） お諮りいたします。

町田征久君を農業委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、町田征久君を農業委員に推薦することに決しました。

町田征久君の出席を求めます。

〔19番 町田征久君入場〕

議長（小園江一三君） 資料配付のため、ここで暫時休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時00分再開

議長（小園江一三君） 休憩を解き会議を続けます。

議案第110号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

議長（小園江一三君） 日程第14、議案第110号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、柴沼 広君の退席を求めます。

〔22番 柴沼 広君退場〕

議長（小園江一三君） 提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第110号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、柴沼 広氏を笠間市監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

議長（小園江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

柴沼 広君の出席を求めます。

〔22番 柴沼 広君入場〕

閉会の宣告

議長（小園江一三君） 以上で、本日の日程はすべて終了し、今定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成24年第4回笠間市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時03分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴沼 広

笠間市議会副議長 海老澤 勝

笠間市議会議長 小園江 一三

署名議員 市村博之